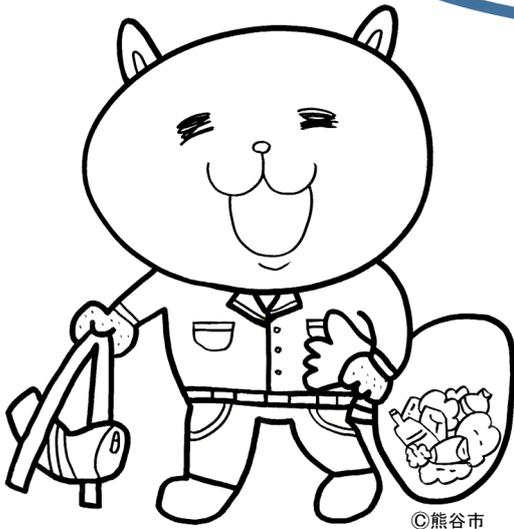


汚でい収集時の注意事項について



日頃から、熊谷市コミュニティづくり市民協議会の活動に御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

530運動で集めた汚でいの対応につきましては、以下のとおり御協力をお願いいたします。

土のう袋の利用について

汚でい収集の際は、土のう袋を御利用ください。土のう袋の口はしっかりしばってください。汚でいの量は、土のう袋の半分程度までにしてください。

段ボール箱、ビニール袋及び発泡スチロール箱等での回収はできません。

市民活動推進課及び妻沼行政センターでは、汚でいの収集申請数と同数の土のう袋を活動後にお渡ししています。



土のう袋の集積方法について

道路や用水路沿いに置かれた土のう袋は、通行の妨げとなる場合があります。土のう袋は点在させることなく、自治会や班単位で集積し、回収までまとめて置いていただきますようお願いします。

また、収集申請書に記入する土のう袋の数と集積場所は正確に記入してください（場所を正確に御連絡いただかないと、回収漏れの原因となります）。